

注：一部改正の対象は、赤字部分となります

飛驒市第三次環境基本計画

令和 5 年 3 月策定

令和 7 年〇月一部改訂

飛驒市



目次

第1章 基本的事項.....	3
計画策定の趣旨	3
計画の役割.....	3
計画の位置付け	4
計画の期間.....	4
第2章 前計画での取組と課題.....	5
前計画での課題	7
第3章 計画の実現に向けて	8
計画の目的.....	8
基本理念.....	8
基本目標と施策の方向性.....	9
検証指標と考え方	9
基本目標1 地球温暖化対策を推進する.....	10
基本目標2 循環型社会を構築する	13
基本目標3 きれいな水と豊かな緑を次世代に引き継ぐ	15
基本目標4 快適に安心して暮らし続けられる生活環境を守る	17
基本目標5 みんなで環境の保全創造に取り組む	19
第4章 飛騨市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	22
実行計画策定の基本的事項.....	22
温室効果ガス排出量の推計・要因分析	23
実行計画の目標	24
温室効果ガス排出削減等に関する対策	26
施策の実施に関する目標（再掲）	27
第5章 計画の推進	28
計画の推進体制	28
計画の進行管理	28
関連指標一覧	29
資料編.....	33

第1章 基本的事項

計画策定の趣旨

市では、平成30年3月に飛騨市第二次環境基本計画（以下、「前計画」という。）を策定しました。計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間とし、計画に基づき環境の保全に係る取組を進めてきました。

一方で、環境行政を取り巻く状況は変化しており、国においては、第五次環境基本計画が平成30年4月に閣議決定され、「地域循環共生圏」などの考え方を示すとともに、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化しています。

このたび、前計画の最終年である令和4年度を迎え、計画で掲げた目標の達成状況や取組の進捗状況を評価したうえで、令和2年2月に策定された、飛騨市総合政策指針をはじめ関連する計画との整合を図るとともに、社会情勢の変化に対応するため、飛騨市第三次環境基本計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

計画の役割

本計画の役割は、以下の通りです。

① 飛騨市環境基本条例の基本理念を実現する

本計画は、飛騨市環境基本条例に定める基本理念に基づき、望ましい環境像を実現するための計画です。

② 飛騨市総合政策指針を環境面から実現する

本計画は、飛騨市総合政策指針に示された3つの政策の方向性のうち、主に「3 誇りの持てる飛騨市作り」、「Ⅲ 豊かな環境と個性ある地域資源を大切にする誇り高いまち」を担います。他の行政計画を策定する際や、事業・取組を行う際には、環境保全の観点で本計画との整合を図ります。

③ 市民・事業者・行政が一体となって取組を進めるための指針となる

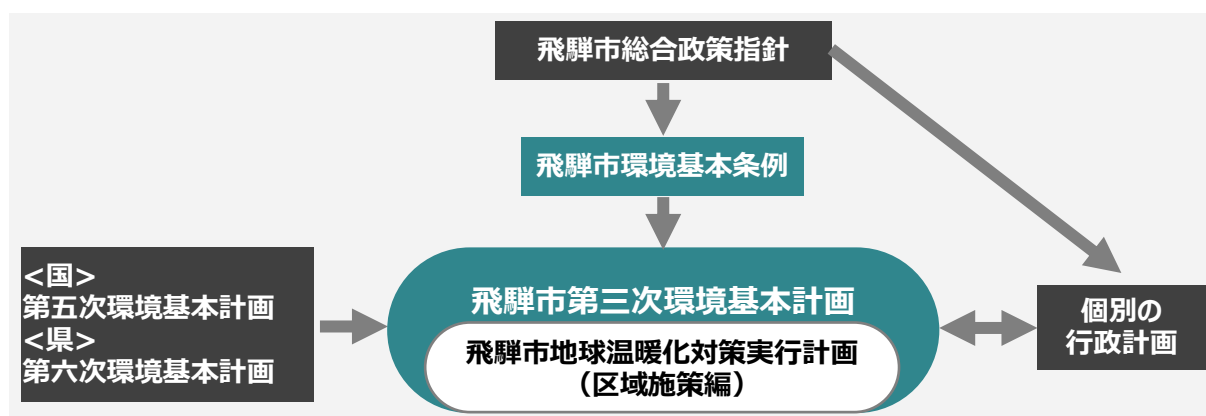
本計画は、市が主体となり、「対話と協働」、「交流と連携」、「挑戦と前進」により市民・事業者をはじめあらゆる方と一体となり、環境保全の取組を進めていく上での指針となるものです。

第1章 基本的事項

計画の位置付け

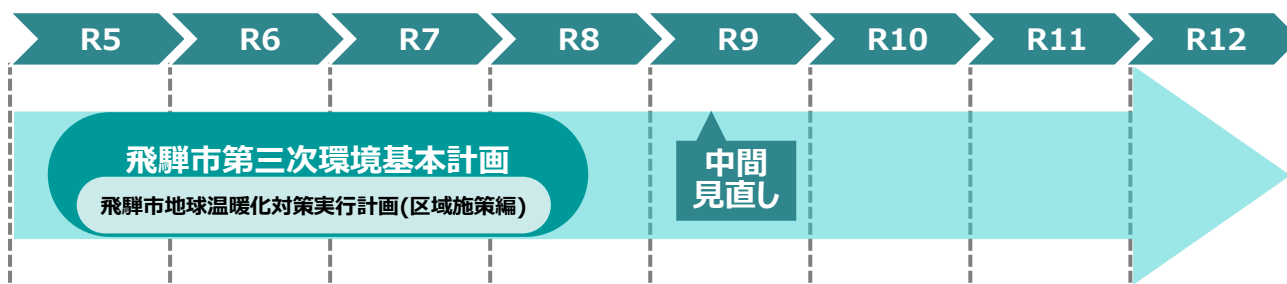
本計画は、飛騨市環境基本条例第7条の規定に基づき、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのマスタープランとして位置づけられます。

また、本計画は、地球温暖化対策と関連性が強く、取組が重複するものも多いことから、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定する「飛騨市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含します。



計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）の8年間とし、計画の5年目となる令和9年度に中間見直しを行います。



第2章 前計画での取組と課題

前計画の目標

基本目標	施策の方向性
1 循環型社会の実現を構築する	(1)一般廃棄物対策 (2)不法投棄防止対策 (3)ごみの抑制対策
2 生活環境を守る	(1)公害防止対策 (2)空家・空地対策 (3)その他身近な問題
3 豊かな自然を守る	(1)農地・森林の保全 (2)貴重な自然の保護と生物多様性 (3)貴重な自然とのふれあい (4)貴重な自然を守る
4 地球温暖化を防止する	(1)地球温暖化防止への取組 (2)オゾン層その他の環境
5 環境学習の実践をする	(1)環境教育の実施

平成30年3月に策定した前計画では、「循環型社会の実現を構築する」、「生活環境を守る」、「豊かな自然を守る」、「地球温暖化を防止する」、「環境学習の実践をする」の5つの基本目標を定め、施策を展開しました。前計画における各基本目標での主な取組と課題を次に記載します。

1 循環型社会の実現を構築する

- ☐ 一般廃棄物対策では、ごみ処理やリサイクルに関する知識を深めていただく講座を行い、受講者をエコサポーターとして登録する制度を開始し、昨年度までで延べ75名の方に登録いただきました。
- ☐ 不法投棄対策では、不法投棄が見られた箇所を落とし込んだ不法投棄マップを作成し全戸配布しました。
- ☐ ごみの減量化では、24時間資源回収ボックスの設置や、衣類の定期回収、リユース子ども用品の無償配布イベントなど、リサイクルしやすい環境づくりを行いました。

■ 課題

- 飛騨市のごみ排出量は年々減少していますが、一人当たりのごみ排出量に顕著な減少傾向は見られず、ごみ排出量全体の減少傾向は人口減少の影響が大きいものと考えられ、ごみの減量化・リサイクルにはまだまだ取り組むべき余地があります。
- 高齢化が進む飛騨市では、ごみ出しが困難になる家庭の支援の検討を行い、持続可能な分別、回収方法を検討するなど、リサイクルしやすい環境づくりが今後も必要であると考えています。

第2章 前計画での取組と課題

2 生活環境を守る

- ☐ 公害防止対策では、各種環境調査を毎年行っており、どの調査も概ね良好な数値を確認しています。
- ☐ 空家対策としては、平成29年度に飛騨市空家等対策計画（第1次）を策定し、空家の利活用・危険な空家に対する措置等の対策を講じてきました。なお、第1次計画が終期を迎えたことに伴い、令和4年4月に第2次飛騨市空家等対策計画を策定しました。
- ☐ 身近な環境問題では、市内でも猫の多頭飼育が周辺の環境問題となっている事例が生じています。市ではふるさと納税の仕組みを活用して資金を集めるソーシャルビジネス支援事業を創設し、民間事業者がその仕組みを使って保護猫活動を開始されました。

■ 課題

- 人口減少や核家族化、親族が都市部へ出ているなどを背景とした空家の増加が今後も懸念されるところであり、引き続き積極的な対策が必要です。

3 豊かな自然を守る

- ☐ 農地・森林の保全対策として、土地改良などの農業生産基盤の整備や、獣害対策、里山林整備などを行い、特に飛騨市の森林面積の7割を占める広葉樹の有効活用と価値の向上に取り組んできました。
- ☐ 貴重な自然の保護と生物多様性では、特定外来生物の植生調査でオオハングソウなどの植生が河合町や宮川町で増えていることを確認したことから、天生県立自然公園や奥飛騨数河流葉県立自然公園周辺を重点地区に設定し、防除作業を実施しました。
- ☐ 貴重な自然とのふれあいでは、天生や池ヶ原湿原など市内の貴重な自然資源を保全整備し、NPO法人などにもご協力をいただきながら、市内外の方々に自然に触れ合う機会を創出してきました。
- ☐ 貴重な自然を守るでは、市内で産業廃棄物処理場建設計画への反対運動があり、市としても様々な方策を検討しましたが、法的に市民の声が直接反映できる仕組みとはなっておらず、難しい課題となっています。

■ 課題

- 飛騨市の豊かな緑と水の循環が様々な農林産物やエネルギーを生み出していることを再認識し、その豊かな自然を次世代に残すため、保全と活用の両面で人材の育成を図る必要があります。

4 地球温暖化を防止する

- ☐ ごみの減量化やリサイクルを行うことによって焼却するものを減らし、焼却による温室効果ガスの発生抑制に努めました。
- ☐ 豊富な水資源を活用した水力発電の立地支援による再生可能エネルギーの利用促進、森林の適切な保全管理による二酸化炭素吸収源対策を行いました。

■ 課題

- 近年、世界中で地球温暖化が主な原因とみられる異常気象によって、大規模な災害が発生しており、2015年に、世界の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5℃に抑えるための努力を追求することが国際的に合意され、日本でも2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする、カーボンニュートラルを目指すことが示されました。
- 市でも、令和4年3月に、国際社会の一員としてゼロカーボンシティを目指すことを宣言しました。脱炭素社会の実現に向けて市民や事業者の皆様と一緒に、飛騨市が貢献できる取組を進めていく必要があります。

5 環境学習の実践をする

- 小学校では衛生施設の見学や、水生生物を調べて水質保全の重要性を学ぶカワゲラウォッチングなどを通じた環境学習を行いました。また、市民に向けては、市長ゼミや市民講座などを行いました。

- 課題
- 地球温暖化の防止や循環型社会の形成に飛騨市が貢献できることは、市民の皆様の地道な取組の積み重ねであり、まずは、環境学習を通して、このような問題に関心を持っていただくことが重要であると考えています。
- 環境への関心が、身近に取り組める自主的な活動に結び付き、様々な環境保全活動につながる仕組みづくりを考えていく必要があります。

前計画での課題

- 前計画では、ごみの減量化やリサイクルの推進、空き家対策などの身近な環境問題、農地・森林の保全などに力を入れてきました。
- 地球規模の問題である気候変動問題の解決に向けて、世界共通の目標として、2015年に、世界の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5℃に抑えるための努力を追求することが合意されました。これを受けて、日本でも、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標が示され、市でも、令和4年3月に「飛騨市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。最近では、様々な世界情勢からエネルギー価格が高騰し、化石燃料以外の再生可能エネルギーの活用や、エネルギー自給の意識が高まっています。
- これらの状況から、本計画では、豊かな水資源や森林資源を活かしながら市民レベルで取り組む「地球温暖化対策の推進」と、「ごみ減量リサイクルの更なる推進」、これらを支える市民の行動変容を促す「環境教育」の3分野を重点分野に掲げます。

第3章 計画の実現に向けて

計画の目的

現在の環境問題は、私たち個々の日常生活や事業活動に起因する部分が多くなっています。一方で、現代においては、持続可能な社会を実現していくために、環境・経済・社会の良好な関係を構築することが求められています。

このような時代において、飛騨市の環境に関する課題とともに、地球温暖化をはじめとするグローバルな課題に対し、環境に配慮したライフスタイル・技術等を日常生活や事業活動に取り入れながら、持続可能な社会・環境づくりに取り組んでいくことは、私たち現世代の責務であり、この意識を私たち市民一人ひとりが共有することが必要です。

本計画では、「豊かな自然と調和した持続可能なまちづくり」を望ましい飛騨市の環境像とし、この環境像の実現を本計画の目的とします。

望ましい飛騨市の環境像

豊かな自然と調和した持続可能なまちづくり

基本理念

飛騨市環境基本条例で、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本理念を次のとおり定めています。本計画では、望ましい飛騨市の環境像の実現のため、基本理念に則り目標設定を行います。

- 豊かで快適な環境は、積極的に保全し、創出する働きかけを行わないと失われやすいものであるという認識に立ち、その保全及び創出の活動を行わなければならない。
- 豊かで快適な環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において市民が良好な環境の恵みを享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 豊かで快適な環境の保全及び創出は、環境への負荷を低減することその他の行動に、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

基本目標と施策の方向性

本計画が目的とする「豊かな自然と調和した持続可能なまちづくり」の実現に向け、目標の体系として5つの「基本目標」を設定します。また、基本目標には、それぞれ「施策の方向性」、これに基づく「推進項目」を掲げ、計画を推進していきます。

5つの基本目標及び施策の方向性を次に示します。

基本目標	施策の方向性
基本目標 1 地球温暖化対策を推進する	1-1 省エネを推進する
	1-2 地域の特性に合わせた再エネ導入を推進する
	1-3 温室効果ガスの吸収源対策をする
	1-4 気候変動へ適応する
基本目標 2 循環型社会を構築する	2-1 3Rの取組を推進する
	2-2 廃棄物を適正に処理する取組を推進する
基本目標 3 きれいな水と豊かな緑を次世代に引き継ぐ	3-1 豊かな緑と水を保全活用する
	3-2 自然と人が共生する
基本目標 4 快適に安心して暮らし続けられる生活環境を守る	4-1 快適な生活環境をつくる
	4-2 安心・安全な生活環境を保全する
基本目標 5 みんなで環境の保全創造に取り組む	5-1 主体的に環境保全活動に取り組む
	5-2 環境関連産業を育成し環境と経済の好循環を推進する

検証指標と考え方

本計画では、計画の検証のために検証指標を設定します。設定にあたっては、市の事業実施による成果を示す「事業実施指標」と、市の政策形成の参考として用いる「観測指標」に分類したうえで設定します。

事業実施指標

市の施策により動かすことのできる指標です。対象となる指標は、施策の方向性を踏まえ、今後も継続して実施していく事業の中から、環境像実現への貢献度を勘案し特に重要と思われるものを選定します。

観測指標

この指標は、市の政策や事業の影響度が少なく、市民一丸となって努力を重ね、その中で飛騨市が全国をリードして地域社会を変えていくことを通じて評価する指標です。また、地域社会の情勢やトレンドを把握し、市政の立案につなげるため継続的に観測する指標としても位置付けます。

第3章 計画の実現に向けて

基本目標 1 地球温暖化対策を推進する



施策の方向性

- ☐ 1-1 省エネを推進する
- ☐ 1-2 地域の特性に合わせた再エネ導入を推進する
- ☐ 1-3 温室効果ガスの吸収源対策をする
- ☐ 1-4 気候変動へ適応する

現状と課題

国際的には、2015年に採択されたパリ協定により、世界の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5℃に抑えるための努力を追求することが求められています。日本では、政府の地球温暖化対策計画において、2050年カーボンニュートラル達成に向けて、2030年度において、温室効果ガスを46%削減する目標（対2013年度比）が掲げられ、地方自治体においても地球温暖化対策計画に即した温暖化対策を行うよう努めることとされています。こうした社会情勢の変化を受けて、市でも、令和4年3月に「飛騨市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。

ゼロカーボンシティ達成のため、これまで取り組んできたごみの減量化・3Rの取組をさらに推進することは勿論、市民・事業者・行政が連携して、建物や設備の省エネ化、地域特性に合わせた再生可能エネルギーの活用への検討に取り組む、温室効果ガスの排出を抑制していく必要があります。

温室効果ガスの吸収源として植物の光合成による二酸化炭素の吸収作用が大いに期待されることから、森林の持つ公益的機能が発揮されるよう、適正な森林管理を継続していく必要があります。持続可能な森林管理には、林業に携わる人材の確保が必須であり、人材確保について支援を行うとともに、持続可能な林業の実現のため、事業体の収益力強化につながる木材の高付加価値化の仕組みづくりが求められています。

また、地球温暖化とそれに伴う気候変動による災害の増加・激甚化、野生生物の生息域の変化などの様々な影響に対し、その被害を最小化するため、気候変動へ「適応」する必要があります。適応の分野に関しては、災害の増加・激甚化に備え、インフラの強靱化を図るとともに、科学的データに基づいた気候変動の将来予測や考えられる影響等について周知し、適応に関する理解を促すことが課題であると考えています。

推進項目

施策の方向性	推進項目
1-1 省エネを推進する	■ 建築物の省エネ化の推進 ■ 高効率設備導入の促進 ■ 省エネへの行動変容を促進
1-2 地域の特性に合わせた再エネ導入を推進する	■ 「水力発電王国」の推進 ■ 地域特性に合わせた再エネ導入可能性等の研究 ■ 自立分散型エネルギーの確保
1-3 温室効果ガスの吸収源対策をする	■ 二酸化炭素の吸収源対策の推進
1-4 気候変動へ適応する	■ 気候変動への適応に向けた取組の推進

1-1 省エネを推進する

私たちが日常的に利用するエネルギーは、燃焼させることで温室効果ガスを発生させる灯油・ガソリンなどの化石燃料、発電の際、化石燃料を使用する電力など、使用することで温室効果ガスが発生するものが大部分を占めています。温室効果ガスの排出を抑制するためには、私たちが日常的に利用するエネルギーの総量を低減＝省エネする必要があります。

行政においては、市民・事業者に率先して省エネに取り組むことが要請されており、施設運用に係る省エネ行動は勿論、公共施設や設備の新設・更新時には、エネルギーを多く消費するものについては、経済性のみならず省エネ性能も判断材料とし、高効率施設・設備の導入を積極的に行います。また、市民や事業者の皆様は省エネに取り組んでいただくための啓発や支援を実施します。

市民の皆様には、生活の中での省エネ行動を意識していただき、家電購入や家の新築・改築にあたっては、省エネ性能の高いものを選んでいただくなどの取組を期待します。そうした省エネへの行動変容により、より省エネ性能の高い製品が市場に供給され、一人ひとりの選択がひいては社会全体の省エネ化、脱炭素化に寄与するものと考えます。

事業者には、事業活動に伴うエネルギー使用での無駄を省き、エネルギーの効率的な利用をお願いします。また、設備導入・更新にあたっては省エネ性能の高い機器の導入を検討いただくなどの取組を期待します。

1-2 地域の特性に合わせた再エネ導入を推進する

省エネと並び温室効果ガスの排出抑制効果が期待されるのが再生可能エネルギーの利用です。再生可能エネルギーとは、太陽光や水など自然界に普遍的に存在する資源から、私たちが利用可能な形で取り出すエネルギーで、太陽光発電や水力発電などがこれにあたり、発電の過程で温室効果ガスを発生しないことが特徴です。国が掲げるカーボンニュートラル達成に向け、各自治体には地域特性に適した再生可能エネルギーの最大限の導入が求められています。

飛騨市の豊富な水資源から生み出される水力エネルギーの更なる活用の可能性の検証を含め、再生可能エネルギーの導入可能性や地域における活用（地産地消）の方向性を検討します。

第3章 計画の実現に向けて

1-3 温室効果ガスの吸収源対策をする

森林には、大気中の二酸化炭素を吸収する作用がありますが、適切な管理を行わなければ樹齢が上がるにつれ、二酸化炭素の吸収量は低減していくとされています。総面積の約93%を占める広大な森林を有する飛騨市においては、適切な森林の管理を通じ森林内における樹木の更新を促すことで、森林における二酸化炭素の吸収量の維持・増加を図る必要があります。

適切な森林管理を継続するため、森林整備の効率化を図るとともに、木材の高付加価値化の取組や、林業従事者を確保するための人材確保の取組を今後も継続・発展していきます。取組にあたっては、財源として森林環境譲与税の有効な活用を検討します。

1-4 気候変動へ適応する

地球温暖化による気候変動への対応は、温室効果ガスの排出を抑制・吸収する緩和策と、地球温暖化による気候変動に対する適応策に大別されます。緩和策を行ったとしても、地球全体の気温の上昇傾向は今後も数十年単位で継続するとされており、気候変動による様々な影響は避けられるものではありません。この気候変動に「適応」することが地球温暖化に対するもう一つのテーマとされています。

気候変動の影響は、災害の激甚化、動植物の生息域の変化など様々な影響が懸念され、これに対する適応策は、予想される影響に対しインフラの強靱化、農作物の品種改良など、個々の分野において執られることとなります。まずは、信頼のおける予測を基に個々の事業・業務への影響を想定することが適応の第一歩であり、機会を捉えて気候変動の現状・予測を取り上げ、それぞれの主体において適応について認知いただくことが重要だと考えます。

事業実施指標

事業実施指標	実績		目標	
	年度	値	年度	値
温室効果ガスの排出量 (単位：千t-CO2)	令和元年度	175	令和12年度	139
公共施設のLED照明化 (単位：%)	令和3年度	4	令和12年度	50

基本目標2 循環型社会を構築する



施策の方向性

- ☐ 2-1 3Rの取組を推進する
- ☐ 2-2 廃棄物を適正に処理する取組を推進する

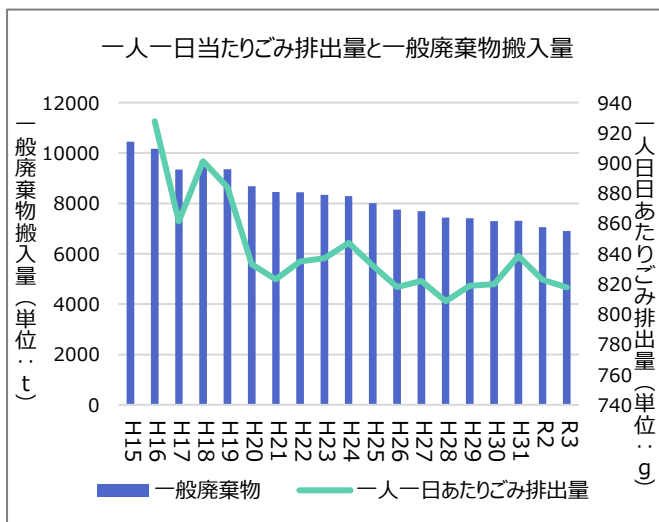
現状と課題

飛騨市のごみ排出量は、総量では年々減少傾向にはありますが、一人一日当たりごみ排出量とも顕著な減少は見られず、引き続きごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。そのためには、一人ひとりにごみの減量化・資源化に取り組んでいただけるよう、ライフスタイルの転換を図ることが重要となります。また、分別した資源ごみなどを出しやすい環境の整備を進めていく必要があると考えます。

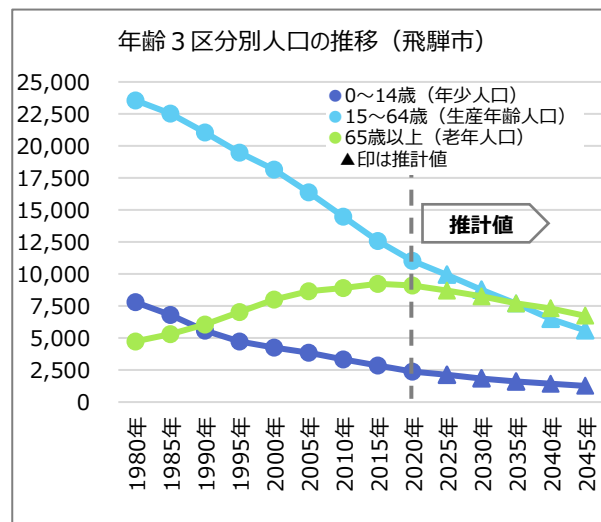
また、飛騨市の人口推計では、今後ますます高齢化率が高くなることが示唆されており、高齢者の日常的なごみ出しに対する支援の必要性や、粗大ごみなどは、高齢者や施設から離れた地域に居住する方への支援の検討をする必要があります。

市のごみ処理施設においては、廃棄物を適正に処理することはもとより、各種環境基準を遵守し環境負荷の少ないごみ処理を継続して行う必要があります。

不法投棄対策では、パトロールで回収される不法投棄廃棄物は減少が見られましたが、同一人物によるとみられる不法投棄が定期的に発生するなど、悪質な事案への対応が課題となっています。



出典：環境課調べ（各年度の速報値（集団回収除く））



出典：総務省「国勢調査」※各年10月1日現在、年齢不詳除く、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

推進項目

施策の方向性	推進項目
2-1 3Rの取組を推進する	■ 排出抑制に向けたライフスタイルの転換 ■ 廃棄物の排出抑制・資源の循環的な利用に向けた体制作り等の推進 ■ 事業活動における廃棄物の発生抑制・再使用の促進
2-2 廃棄物を適正に処理する取組を推進する	■ 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進 ■ 衛生施設から排出されるダイオキシン類等に係る環境基準値の遵守 ■ 廃棄物の不適正処理・不法投棄の防止

2-1 3Rの取組を推進する

ごみの中で資源化できるものを資源化し、ごみの排出量を着実に削減するため、エコサポーター養成講座や施設見学の機会を設けるとともに、ごみの処理過程や再生利用先など、市のごみ処理サイクルの見える化を行い、ごみについて考えていただく機会の創出に取り組みます。こうした取組のほか、食品ロスの削減に向けた啓発や、アメニティの辞退などの環境配慮行動の促進など、ごみをなるべく出さない・資源化できるものは資源化するライフスタイルへの転換に取り組みます。

また、イベント・集会時の使い捨て容器の使用低減や分別の徹底、まだ使えるものをリユースする仕組みづくり、高齢者等の排出困難者への支援やプラスチック製容器包装及び製品の一括回収に向けた検討を進め、ごみの排出抑制や資源の循環的な利用促進に取り組みます。

事業者には、事業活動に伴い発生する事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化に取り組んでいただくよう啓発に努めます。

2-2 廃棄物を適正に処理する取組を推進する

市の処理施設においては、環境負荷の低減に努めるとともに、各種環境基準を遵守した適正なごみ処理を継続します。

廃棄物の不適正処理・不法投棄に対しては、パトロールなどの未然防止の取組と併せて、不法投棄が多発する場所には防犯カメラの設置を行い、悪質な行為者に対しては関係機関と連携し厳格な対応を行います。

事業実施指標

事業実施指標	実績		目標	
	年度	値	年度	値
ごみ総排出量 (単位：t)	令和2年度	7,054	令和12年度	6,000
一人一日当たり生活系ごみ排出量 (単位：g)	令和2年度	704	令和12年度	669
不適正処理・不法投棄認知数 (単位：件)	令和3年度	26	令和12年度	13

基本目標3 きれいな水と豊かな緑を次世代に引き継ぐ



施策の方向性

- ☐ 3-1 豊かな緑と水を保全活用する
- ☐ 3-2 自然と人が共生する

現状と課題

飛騨市には、中部山岳国立公園、天生県立自然公園、奥飛騨数河川県立自然公園が位置し、県から岐阜の宝ものに認定された天生、池ヶ原、深洞の三湿原など誇るべき自然資源を有しています。一方で、そのような自然資源の保全活動は一部の関与の深い方々が担っているのが現状で、保全活動に関わる人材の確保が大きな課題と言えます。また、天生県立自然公園、奥飛騨数河川県立自然公園では、オオバコなどの従来公園内に生育していなかった外来生物が公園内に侵入していることが確認されているほか、河合町・宮川町において、生態系に重大な影響を及ぼす可能性があるとして国に指定された特定外来生物が、新たに生育する地点が増加する傾向にあり、生物多様性の保全に取り組む必要があります。

飛騨市の豊かな水は、米をはじめとする農産物を育み、水力発電に利用されるなど大切な資源であることから、健全な水循環を守り、次世代に引き継いでいく必要があります。また、世界的に海洋プラスチックごみが問題となっており、海洋プラスチックごみには内陸河川から流出するものも一定程度含まれることから、海洋プラスチックごみ対策を行う必要があります。

森林の保全については、飛騨市の特徴でもある広葉樹林の適切な管理を継続していくための仕組みづくりを引き続き行っていく必要があります。

農地の保全については、農業基盤整備や集落営農・若手農業者への支援を通じ、農村地域の機能維持を図ってきましたが、人口減少、過疎化により、耕作放棄地や荒廃農地の増加が懸念されます。

また、鳥獣による農水産物への被害についても、直接的な農水産物への被害はもとより、耕作者の意欲低下や、それに伴う離農・耕作放棄地の増加が懸念されます。

推進項目

施策の方向性	推進項目
3-1 豊かな緑と水を保全活用する	■ 豊かな自然の保全創出及び活用の推進 ■ 健全な水循環の確保 ■ 希少な動植物と生物多様性の保全
3-2 自然と人が共生する	■ 農地・森林の保全

第3章 計画の実現に向けて

3-1 豊かな緑と水を保全活用する

自然環境保全の分野では、三湿原をはじめとする貴重な自然資源を次代に引き継いでいくため、保全と活用の両輪で施策を展開します。

また、農水産物や水力発電などの様々な恩恵をもたらす市内の水資源を保全し、河川を通じて海洋へ流出する海洋プラスチックごみへの対策を行うなど、健全な水循環の確保に取り組みます。

生物多様性の保全の分野では、特に県立自然公園内において希少動植物の保全活動を推進するほか、県立自然公園の周辺を中心に、生態系を壊す、あるいはかく乱する動植物を防除し、公園内の生態系を守る取組を行います。

3-2 自然と人が共生する

飛騨市の土地の利用状況では、山林が約93%、次いで農用地が約2%、宅地は約0.8%に過ぎません。自然の中に生活空間がある飛騨市においては、自然と人の「共生」の視点は欠かせないものと考えます。森林には、水源涵養、二酸化炭素の吸収作用など様々な機能があります。農地にも同様に、水源涵養、山と里のバッファゾーンなどの機能があります。自然と人との共生には、森林・農地の保全を継続して実施していく必要があります。

森林保全では、適切な森林管理の支援を継続していくことが求められており、そのためには、広葉樹のまちづくりで代表される木材の高付加価値化の取組や、林業従事者を確保するための人材確保の取組を今後も継続、発展していく必要があると考えます。

農地の保全においては、農業経営の面から、農地の集約化・効率化を行う必要があるため、計画中のほ場整備は着実に実施するとともに、各種交付金を活用し農業基盤整備を引き続き行います。不可避の人口減少のさなかにおいて、農業分野でも担い手不足は大きな課題であり、新規就農者への支援や人材確保への支援を行い担い手対策に取り組めます。また、将来を見据え、耕畜連携の推進を含め持続可能な農地利用と農業経営について検討を行います。

鳥獣による農水産物等への被害の軽減には、防除に併せて加害個体の捕獲が必要です。防除に関しては、防護柵の設置を進めるとともに、緩衝帯整備など鳥獣が侵入しにくい環境整備に努め、捕獲に関しては、捕獲体制を維持・強化するため、狩猟免許の取得に対する支援を継続するとともに、ICT等の新技術の活用により鳥獣被害対策にあたる実施隊員の負担軽減を図ります。

事業実施指標

事業実施指標	実績		目標	
	年度	値	年度	値
天生県立自然公園 入山者数 (単位：人)	令和4年度	2,821	令和12年度	7,000
天生県立自然公園 パトロール員数 (単位：人)	令和4年度	15	令和12年度	16
林業従事者数 (単位：人)	令和3年度	37	令和12年度	46
効率的かつ安定的な農業経営を営む者 に対する農用地の利用集積率 (単位：%)	令和3年度	35.4	令和12年度	50
有害鳥獣捕獲数(イノシシ) (累計) (単位：頭)	令和3年度	75	令和12年度	1,760

基本目標 4 快適に安心して暮らし続けられる生活環境を守る

**施策の方向性**

- ☐ 4-1 快適な生活環境をつくる
- ☐ 4-2 安心・安全な生活環境を保全する

現状と課題

快適な生活環境には、私たち市民の誇りである歴史的な景観や農村地域の景観を保全することも含まれます。歴史的な景観の保全においては、伝統的な建築様式の担い手不足が課題であり、宮川町種蔵地区に代表される農村景観の保全においても、地域の人口減少により保全活動を行う人材の確保が課題となっています。

空家対策については、人口減少を背景としたさらなる空家の増加が懸念されるところであり、管理がなされず危険な空家へ変遷していくことを防ぐためにも、所有者等による適正管理の実施や、売却・貸付等の利活用が促進されるような対策が必要です。

各種公害の発生状況については、市が行う測定調査ではおおむね良好な数値を確認していますが、引き続き安心安全な生活環境を維持していく必要があります。

第3章 計画の実現に向けて

推進項目

施策の方向性	推進項目
4-1 快適な生活環境をつくる	■ 風土との調和に配慮した景観づくり ■ 空き家対策の推進 ■ 環境美化活動の推進
4-2 安心・安全な生活環境を保全する	■ 大気・水・土壌の保全 ■ 騒音・振動・悪臭の防止 ■ 生活排水対策の推進

4-1 快適な生活環境をつくる

景観は、飛騨市の自然環境とそれに寄り添い生きてきた飛騨の文化の現れでもあります。このような風土に育まれた景観を維持・保全するため、伝統的な建築様式を継承するための人材育成に取り組むとともに、農村景観の保全については、関係人口を巻き込んだ保全活動などの取組を行います。

人口減少に伴い増加傾向にある空家については、第2次飛騨市空家等対策計画に掲げる「空家の流動化・活用の促進、適正管理の促進」、「空家化の予防」、「管理不全状態にある空家等の解消」という基本方針に基づき、各種の施策を推進します。

環境美化の面では、地域での清掃活動や花いっぱい運動、SDGsに取り組む団体など自主的な活動について引き続き支援を行います。

4-2 安心・安全な生活環境を保全する

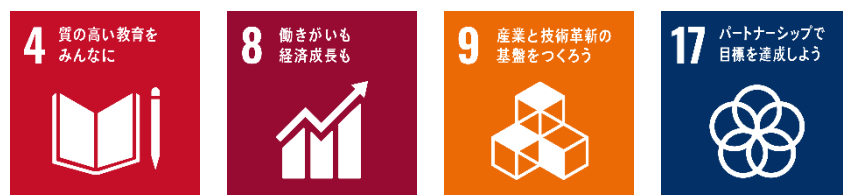
公害対策においては、岐阜県が行う測定調査及び市が実施する測定調査により公害の発生状況を把握するとともに、騒音、振動、悪臭の防止については、事業者が適切に対策を執られるよう必要に応じ対応を行います。

また、生活排水の適正な処理を確保するため、下水道や合併浄化槽の整備を推進します。

事業実施指標

事業実施指標	実績		目標	
	年度	値	年度	値
水洗化率 (単位：%)	令和3年度	85.65	令和12年度	90.00

基本目標5 みんなで環境の保全創造に取り組む



施策の方向性

- ☐ 5-1 主体的に環境保全活動に取り組む
- ☐ 5-2 環境関連産業を育成し環境と経済の好循環を推進する

現状と課題

様々な主体が環境問題を自分事として捉え自主的に環境保全活動に取り組んでいただくため、環境教育の充実や情報発信を強化する必要があります。

また、環境関連事業者の育成、産学官民による連携体制の構築を通じ地域内で資源・資金・人材が循環する仕組みの検討を行う必要があります。

推進項目

施策の方向性	推進項目
5-1 主体的に環境保全活動に取り組む	■ 世代・分野を超えた環境教育の推進 ■ ICT（情報通信技術）等の積極的な活用
5-2 環境関連産業を育成し環境と経済の好循環を推進する	■ 環境関連産業の育成促進

5-1 主体的に環境保全活動に取り組む

環境保全には、市民一人ひとりの主体的な取組が期待されます。そのためには、学校での環境教育の充実はもとより、学生以外の世代に対しても様々な団体と連携した市民講座などの機会を提供し多様な主体への「気づき」を促す必要があると考えています。また、気づきから自主活動につながる仕組みづくりについても検討します。

市が導入したごみ分別支援アプリのように、近年、より簡単にICTを活用できるプラットフォームが社会実装され、今後様々な分野において活用が期待されます。こうした技術を柔軟な発想で環境保全の取組に役立てます。

5-2 環境と経済の好循環を推進する

地球温暖化対策やSDGsに代表される環境問題対策への機運の高まりを受け、環境分野への投資や地域の資源を活用した新規事業の開始が期待されます。環境関連産業の育成・立地に際し、事業者との連携・協力により育成促進に取り組めます。

第3章 計画の実現に向けて

事業実施指標

事業実施指標	実績		目標	
	年度	値	年度	値
エコサポーター登録者数（累計） （単位：人）	令和3年度	74	令和12年度	500
ごみ分別アプリ導入者数 （単位：人）	令和4年12月	990	令和12年度	3,000

飛騨市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

令和 7 年〇月一部改訂

第4章 飛騨市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

実行計画策定の基本的事項

実行計画策定の背景

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

2015年に合意に至ったパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などが掲げられ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を執ることが求められています。

日本でも、政府により2020年10月に、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減するとの目標が示されました。

市においても、前計画において、地球温暖化を防止することを基本目標に掲げ、省エネやごみの減量化、二酸化炭素の吸収源対策としての森林整備などの取組を推進してきました。また、令和4年3月には、「飛騨市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。

これらの動きを踏まえ、飛騨市での地球温暖化対策を更に推進するため、今回初めて「飛騨市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、実行計画と言います。）として、本計画の第4章に内包し策定することとしました。

なお、令和6年3月には、地域の脱炭素化に向けた今後の見通しを明らかにするため、CO2排出削減・再エネ導入目標やその達成に向けた重点的な施策を「飛騨市脱炭素推進ビジョン」（以下、ビジョンと言います。）として定めました。

飛騨市の自然的特徴

飛騨市は、岐阜県の最北端に位置し、周囲は3000mを越える飛騨山脈などの山々に囲まれ、総面積792.53平方キロメートルの約93%を森林が占めています。気候は、年間平均気温は11度で、特に河合町、宮川町、神岡町は特別豪雪地帯に指定され、全国でも有数の豪雪地帯でもあります。

飛騨市の社会的特徴

飛騨市の人口は、1955年をピークに減少の一途を辿り、2045年には、約1.3万人へと大きく減少することが予測されています。また、大きな人口構造の変化、特に15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が著しく、今後数十年間の人口の減少は避けられないものとなっています。

産業面では、非鉄金属製錬業や医薬品、自動車部品、セラミック製品、電子部品、給水栓、砥石、木製家具、粉末冶金、粉末加工など様々な製造業があります。また、農業では、飛騨牛に代表される肉牛畜産や高冷地野菜のトマトやほうれん草栽培などが盛んに行われています。産業面での課題も、人口減少に伴う人手不足で、ここ近年急速に進行し、あらゆる産業に影響を与えており、特に建設業の人材不足が顕著です。

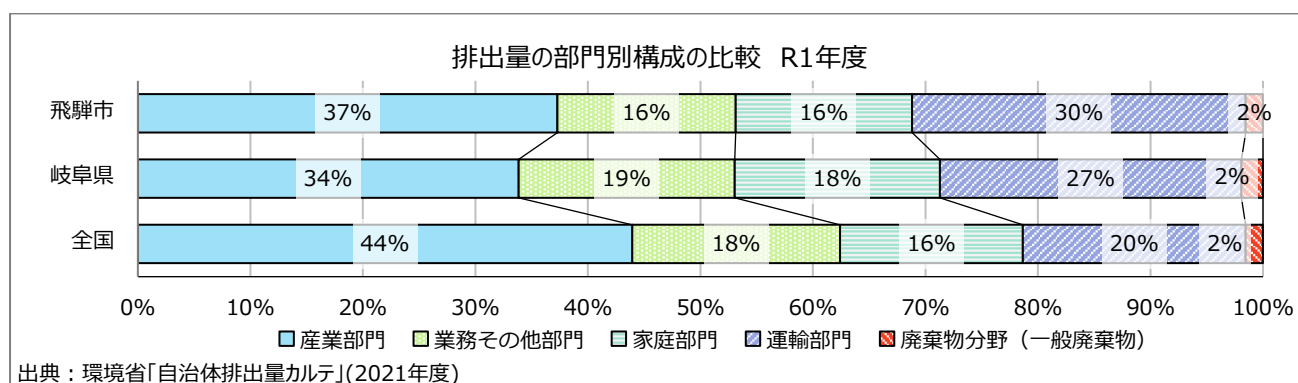
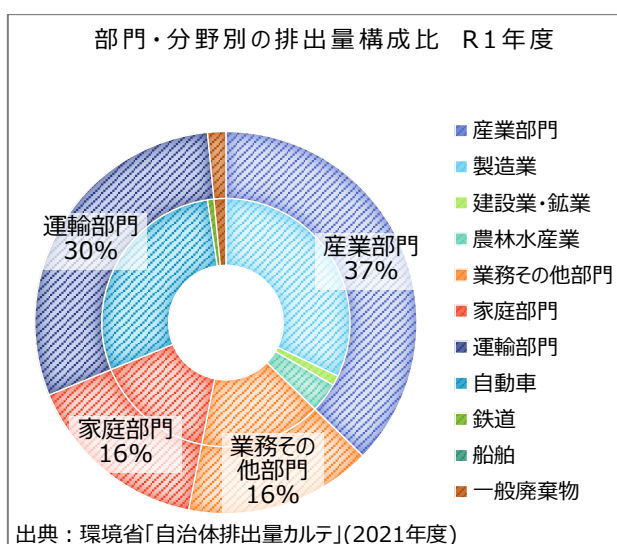
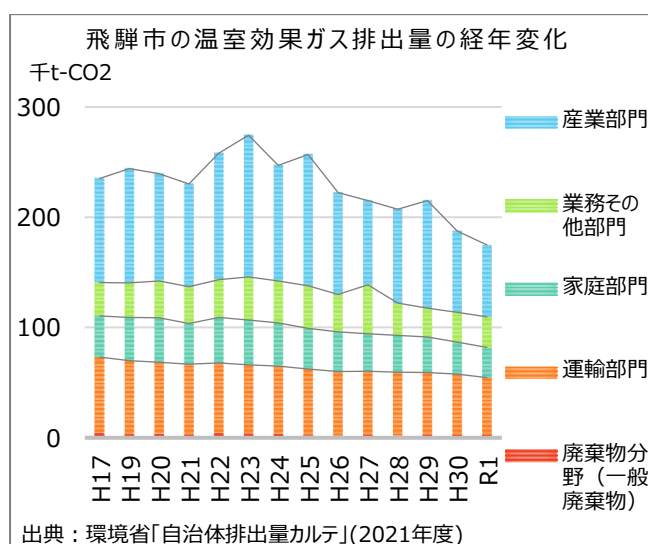
温室効果ガス排出量の推計・要因分析

区域の温室効果ガス排出状況

環境省が公表する「自治体排出量カルテ」によれば、飛騨市の温室効果ガス排出量は、令和元年度（2019年度）で175千t-CO₂と推計されています。過去の推移をみると平成23年度の247千t-CO₂から、減少傾向にあることが分かります。

分野別にみると、産業部門が最も大きく全体の37%を占め、次いで運輸部門30%、家庭部門16%、業務その他部門16%、廃棄物分野（一般廃棄物）2%となっています。産業部門では、生産活動の多寡が排出量を左右していることから年度間の増減が大きくなっていますが、総じて減少傾向と言えます。運輸部門についてもわずかながら減少傾向が見て取れます。一方、業務その他部門、家庭部門においては、減少幅はごくわずかです。

飛騨市の特徴として、全国、岐阜県と比較して運輸部門の排出割合が大きいことが挙げられます。



第4章 飛騨市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

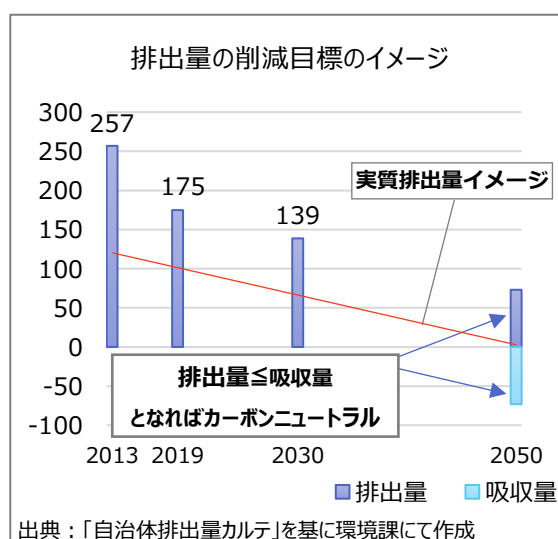
実行計画の目標

実行計画における目標は、政府の目標である、2030年度に2013年度比46%の削減に準じ、2030年度に、飛騨市の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減となる139千t-CO₂まで削減することを目標とします。

また、2050年までに、排出量と森林等によるCO₂吸収量が均衡する（カーボンニュートラル）を達成することを長期的な目標とします。

（※再エネ導入目標）

2050年度までの再生可能エネルギー導入量を70,000MWh/年と設定します。（現在の排出係数0.4514t-CO₂/MWh×70,000MWh=31.6千t-CO₂の削減効果）



温室効果ガス排出削減等に関する対策

実行計画では、本計画の考え方に基づき、本計画の基本目標及び施策の方向性のうち関連が深いものを実行計画の基本目標、施策の方向性としてします。実行計画の基本目標及び施策の方向性は下記のとおりです。

基本目標	施策の方向性
地球温暖化対策を推進する	1-1 省エネを推進する
	1-2 地域の特性に合わせた再エネ導入を推進する
	1-3 温室効果ガスの吸収源対策をする
循環型社会を構築する	2-1 3Rの取組を推進する
みんなで環境の保全創造に取り組む	5-1 主体的に環境保全活動に取り組む
	5-2 環境関連産業を育成し環境と経済の好循環を推進する

省エネを推進する

温室効果ガスの排出を抑制するためには、私たちが利用するエネルギーの総量を低減＝省エネする必要があります。行政においては、市民・事業者が率先して省エネに取り組むことが要請されており、施設運用に係る省エネ行動は勿論、公共施設の新設、施設設備の更新時に空調施設などエネルギーを多く消費する設備にあたっては、省エネ性能も判断材料とし、高効率施設・設備の導入を積極的に行います。また、市民や事業者へ省エネに取り組んでいただくための啓発や支援を実施します。

市民の皆様には、できる範囲での省エネ行動を意識していただき、家電購入や、家の新築・改築にあたっては、省エネ性能の高いものを選んでいただくなどの取組を期待します。そうした、省エネへの行動変容により、より省エネ性能の高い製品が市場に供給され、一人ひとりの一つの選択がひいては社会全体の省エネ化、脱炭素化に寄与するものと考えます。

事業者には、事業活動に伴うエネルギー使用での無駄を省き、エネルギーの効率的な利用をお願いします。また、設備導入・更新にあつては省エネ性能の高い機器の導入を検討いただくなどの取組を期待します。

住宅・建築物におけるエネルギー消費量（CO2排出量）の多くを照明や空調設備が占めていることから、導入のハードルが比較的低く、コスト削減とCO2削減の両面から導入効果を実感できる照明・空調・家電の高効率化を市全体で促進します。

さらに、広大な市域のため、仕事・暮らしの移動手段として自動車の利用は欠かせません。EV（電気自動車）を中心とした次世代自動車の普及を図るとともに、安心してEVを利用できるよう充電インフラの整備を促進します。

地域の特性に合わせた再生エネ導入を推進する

市においては、飛騨市の地域特性に適合する再生可能エネルギーの導入が求められています。飛騨市には、既に水力発電王国と言えるほどの水力発電所が立地しており、現在計画中の中小水力発電所も複数存在します。しかし一方では、送電網の容量に空きが少なく、利用可能な水力エネルギーは豊富に存在するものの、再生可能エネルギー電力としての活用が送電網により制限される場合もあり、飛騨市の特徴ともいえる水力エネルギーの更なる活用の可能性の検証が課題となっています。河川の開発に伴う環境面への影響を最小限に抑えつつ、地産地消・地域協働を前提とした水力発電事業を目指し、中長期的な視野に立った導入促進を目指します。

また、検討から設置まで短期間で実施でき、コスト削減とCO2削減に加えて、非常用電源として防災面での効果も期待できる自家消費型太陽光発電設備の導入を促進するとともに、工場や事業所など規模が大きい施設等の場合、自家消費型太陽光発電設備の導入にあたっての初期投資がネックとなるケースがあるため、初期費用ゼロで導入できるPPA（第三者所有型）モデルの地域実装も促進します。

さらに、冬季の暖房用途としても汎用性が高く、小規模な導入も可能な木質バイオマス熱利用について、需要、供給、運用のバランスを整え、段階的に地域に普及させていくための構想や、ボイラー設備の導入・普及に向けた検証等を行います。

また、市内で発電された再生可能エネルギー電力を地産地消することについても、可能性を検証します。

第4章 飛騨市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

温室効果ガスの吸収源対策をする

森林には、大気中の二酸化炭素を吸収する作用がありますが、適切な管理を行わなければ、樹齢が上がるにつれ二酸化炭素の吸収量は低減していくとされています。総面積の93%と広大な森林を有する飛騨市においては、適切な森林の管理を通じ、森林内における樹木の更新を促すことで、二酸化炭素の吸収量は増加すると考えられます。

市においては、適切な森林管理を促進することが求められており、そのためには、広葉樹のまちづくりに代表される木材の高付加価値化の取組や、林業従事者を確保するための人材確保の取組を今後も継続、発展していく必要があります。

さらに、市内の豊富な森林による吸収効果を見える化・価値化し、市内事業者におけるカーボン・オフセット対策に活用することを検討するとともに、クレジット化のプロセスを通じて、環境と調和したまちとしての地域ブランディングを図ります。

3Rの取組を推進する

リデュース（Reduce）・リユース（Reuse）・リサイクル（Recycle）の3Rの取組は、ごみ減量化・資源化のための重要な要素とされています。ごみの減量化・資源化を推進することで、ごみ処理に係る温室効果ガスの排出を抑制できることから、引き続き、3Rの取組を発展継続していく必要があります。

主体的に環境保全活動に取り組む

地球温暖化の抑止、温室効果ガスの排出削減のためには、行政のみならず、市民・事業者、一人ひとりの行動変容が欠かすことのできない重要な要素であると考えます。市民・事業者の行動変容を促し、主体的に地球温暖化の防止に取り組んでいただくため、環境学習や啓発活動を実施します。

また、より多くの方が脱炭素化を自分事と捉え、仕事や暮らしの中で自発的な行動をとることができるよう、取組事例の共有や意識醸成を図るとともに、楽しみながら続けていける仕組みを構築します。

環境関連産業を育成し環境と経済の好循環を推進する

地球温暖化対策は、世界的な喫緊の課題とされており、2050年カーボンニュートラル達成に向けて、飛騨市も大きな変革の最中にあるものと思われます。

この変革の中にあって、環境関連産業は、地域経済の新たな柱になる可能性を秘めた産業であると認識しており、新たな環境関連産業の育成・支援を行うことで環境と経済の好循環を推進します。

（参考）ビジョンに掲げる重点施策

省エネ	○高効率機器（照明・空調・家電）の導入促進
	○次世代自動車の導入促進
再エネ	○自家消費型太陽光発電の導入促進
	○オンサイトPPA型太陽光発電の導入促進
	○地域協働モデルによる中小水力発電の導入促進
	○木質バイオマス熱利用構想の策定と実証
意識	○普及啓発活動の推進
吸収	○森林吸収源による価値の創出

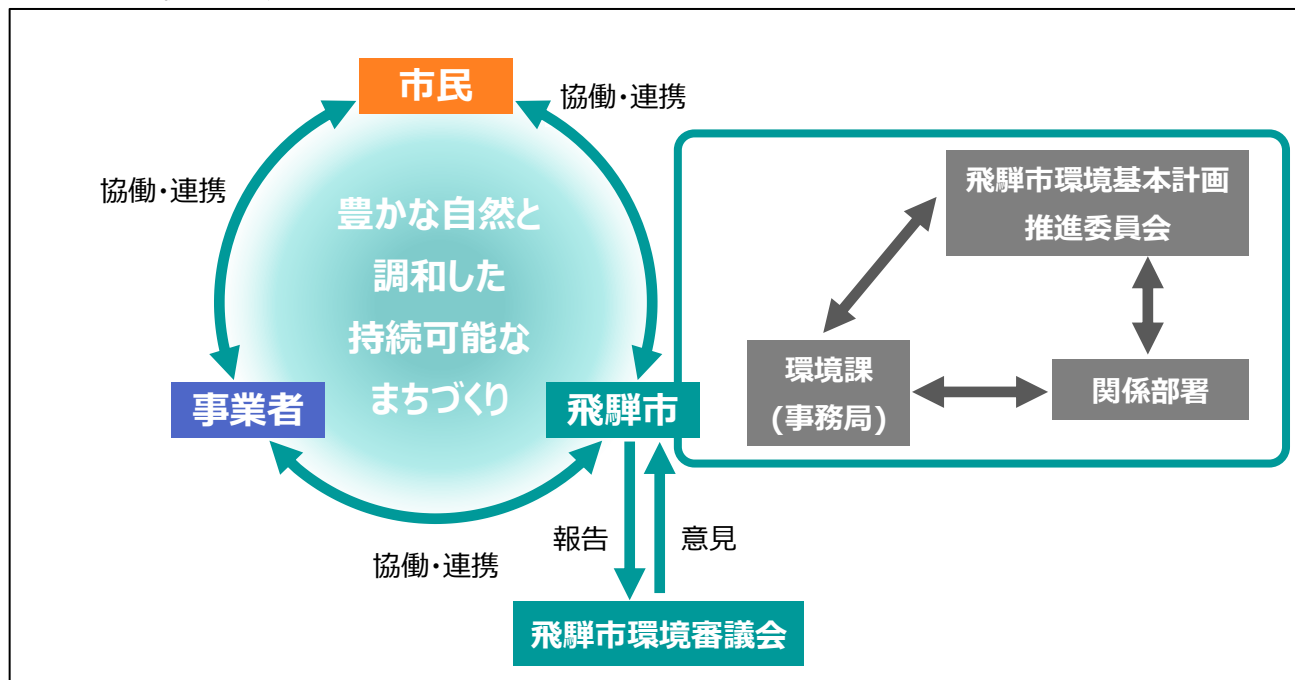
施策の実施に関する目標（再掲）

事業実施指標	実績		目標	
	年度	値	年度	値
温室効果ガス排出量 （単位：千t-CO ₂ ）	令和元年度	175	令和12年度	139
公共施設のLED照明化 （単位：％）	令和3年度	4	令和12年度	50

第5章 計画の推進

計画の推進体制

本計画は、飛騨市の望ましい環境像「豊かな自然と調和した持続可能なまちづくり」を実現するため、市民・事業者・行政が互いに協働・連携しその実現を目指します。本計画の推進体制を下図に示します。



計画の進行管理

本計画は、次のとおり進行を管理します。

☐ 処置・改善 [随時]

各施策の所管課は、本計画の基本目標、施策の実績、新たな課題や環境審議会の意見等を踏まえ、次年度以降の施策を検討

☐ 具体の施策を策定 [前年度9月～2月]

各所管課ごと、毎年行う市長との政策協議・予算編成作業において、具体の施策を策定

☐ 実行計画として整理 [前年度3月]

策定された施策を集約し、環境基本計画推進委員会で当該年度の実行計画として整理

☐ 施策の実施 [当該年度]

各施策の所管課において具体の施策を実施（市民・事業者等が取組実施）

☐ 点検・評価 [～翌年度6月]

施策の実施状況（市民・事業者の取組状況）、各指標の実績を確認把握
年次報告書を作成し、公表

☐ 審議会に報告 [翌年度7月～8月]

年次報告書を環境審議会に報告。環境審議会は、報告について必要に応じ意見を述べる事ができる
環境審議会の意見は、事務局（環境課）から各所管課に情報共有

関連指標一覧

観測指標

この指標は、市の政策や事業の影響度が少なく、市民一丸となって努力を重ね、その中で飛騨市が全国をリードして地域社会を変えていくことを通じて評価する指標です。また、地域社会の情勢やトレンドを把握し、市政の立案につなげるため継続的に観測する指標としても位置付けます。

観測指標	実績		備考
	年度	値	
日本の温室効果ガス総排出量 (単位：万t-CO ₂)	令和2年度	115,000	環境省が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき公表
森林による二酸化炭素吸収量 (単位：千t-CO ₂)	令和2年度	159	市が森林簿を基に算定
一人一日当たり生活系ごみ排出量(全国) (単位：g)	令和2年度	649	環境省「一般廃棄物処理実態調査」
空き家率 (単位：%)	平成30年	18.1	総務省「住宅・土地統計調査」(5年毎)
河川水質環境基準達成状況 (単位：達成地点/測定地点)	令和3年度	6/6	県「岐阜県環境白書」(県が実施する河川水質調査結果において、市内測定地点6地点のうちBODの環境基準を達成している地点数)
大気汚染に係る環境基準達成状況 (達成又は未達成)	令和2年度	達成	県「岐阜県環境白書」(県が実施する大気環境常時監視における環境基準(PM2.5)の達成状況(高山測定局))
自動車騒音面的評価結果 (単位：%)	令和3年度	97.4	市「自動車騒音調査及び評価業務」(同業務における昼夜ともに基準値以下の住戸の割合)

事業実施指標（再掲）

市の施策により動かすことのできる指標です。対象となる指標は、施策の方向性を踏まえ、今後も継続して実施していく事業の中から、環境像実現への貢献度を勘案し特に重要と思われるものを選定します。

事業実施指標		実績		目標	
		年度	値	年度	値
基本目標 1 地球温暖化 対策を推進 する	温室効果ガスの排出量 (単位：千t-CO ₂)	令和元年度	175	令和12年度	139
	公共施設のLED照明化 (単位：%)	令和3年度	4	令和12年度	50

事業実施指標の詳細及び目標設定の考え方

温室効果ガスの排出量	説 明：環境省が公表する飛騨市の温室効果ガス排出量の推計値。温室効果ガスの排出量の推移を把握するための指標として設定 考 え 方：政府の地球温暖化対策計画の削減目標、2013年度比△46%を基に目標設定 出 典：環境省「自治体排出量カルテ」
公共施設のLED化	説 明：市有施設のうちLED化が済んでいる施設の割合。市役所の省エネ化の進捗状況を確認するための指標として設定 考 え 方：現状を踏まえ目標設定 出 典：管財課調べ

事業実施指標		実績		目標	
		年度	値	年度	値
基本目標2 循環型社会 を構築する	ごみ総排出量 (単位：t)	令和2年度	7,054	令和12年度	6,000
	一人一日当たり生活系ごみ排出量 (単位：g)	令和2年度	704	令和12年度	669
	不適正処理・不法投棄認知数 (単位：件)	令和3年度	26	令和12年度	13

事業実施指標の詳細及び目標設定の考え方

ごみ総排出量	説 明：事業系を含む市の施設に搬入された一般廃棄物の総量。飛騨市で排出される一般廃棄物の減量化の進捗を確認する指標として設定 考 え 方：生活系は、一人一日当たり排出量を計画期間で5%の削減、事業系は、期間中5%の削減を見込み目標を設定(人口減少により生活系排出量は5%以上の削減となる) 出 典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」
一人一日当たり 生活系ごみ排出量	説 明：各年度における一人一日当たりの生活系ごみの排出量。人口減少の影響を考慮せず、一人一日当たりの生活系ごみの減量化の状況を確認する指標として設定 考 え 方：計画期間中の削減目標として5%を設定 出 典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」
不適正処理 ・不法投棄認知数	説 明：市が把握した1年間の不適正処理及び不法投棄の件数。市の不適正処理・不法投棄対策の効果を検証するための指標として設定 考 え 方：現状を踏まえ設定 出 典：環境課調べ

事業実施指標		実績		目標	
		年度	値	年度	値
基本目標3 きれいな水と 豊かな緑を次 世代に引き継 ぐ	天生県立自然公園 入山者数 (単位：人)	令和4年度	2,821	令和12年度	7,000
	天生県立自然公園 パトロール員数 (単位：人)	令和4年度	15	令和12年度	16
	林業従事者数 (単位：人)	令和3年度	37	令和12年度	46
	効率的かつ安定的な農業経営 を営む者に対する農用地の利用 集積率 (単位：%)	令和3年度	35.4	令和12年度	50
	有害鳥獣捕獲数(イノシシ)(累計) (単位：頭)	令和3年度	75	令和12年度	1,760

事業実施指標の詳細及び目標設定の考え方

天生県立自然公園 入山者数	説 明：天生県立自然公園への入山者数。市の特徴的な自然資源の一つである天生県立自然公園の活用状況を把握するための指標として設定 考 え 方：保全と活用の両面から見て望ましい人数を設定 出 典：河合振興事務所調べ
天生県立自然公園 パトロール員数	説 明：天生県立自然公園のパトロール及び修繕活動を行うパトロール員の人数。市の特徴的な自然資源の一つである天生県立自然公園の保全活動の人員体制を把握するための指標として設定 考 え 方：保全活動を行うために必要な人数を設定 出 典：河合振興事務所調べ
林業従事者数	説 明：市内の事業体又は個人で林業に従事する者の数。適正な森林管理のため、人材の確保状況を把握するための指標として設定 考 え 方：岐阜県第4期森林づくり基本計画の目標指標を参考に目標設定 出 典：県「林業労働力調査」
効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積率	説 明：担い手農家への農用地の集積率。農業経営基盤の強化のため、農地の集約化の状況を把握するための指標として設定 考 え 方：「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における目標値 出 典：農業振興課調べ
有害鳥獣捕獲数（イノシシ）	説 明：有害鳥獣の中でも被害額の大きいイノシシの捕獲数を選定。鳥獣害対策の実施状況を把握するための指標として設定 考 え 方：飛騨市鳥獣被害防止計画の捕獲計画数を基に設定 出 典：林業振興課調べ

関連指標一覧

事業実施指標		実績		目標	
		年度	値	年度	値
基本目標 4 快適に安心して暮らし続けられる生活環境を守る	水洗化率 (単位：%)	令和3年度	85.65	令和12年度	90.00

事業実施指標の詳細及び目標設定の考え方

水洗化率	説 明：各年度末の行政人口のうち水洗化人口の割合。河川等への生活排水などの流入防止状況を把握するための指標として設定 考 え 方：直近の実績を踏まえ目標設定 出 典：水道課調べ
------	---

事業実施指標		実績		目標	
		年度	値	年度	値
基本目標 5 みんなで環境の保全創造に取り組む	エコサポーター登録者数(累計) (単位：人)	令和3年度	74	令和12年度	500
	ごみ分別アプリ導入者数 (単位：人)	令和4年12月	990	令和12年度	3,000

事業実施指標の詳細及び目標設定の考え方

エコサポーター登録者数	説 明：市が実施する養成講座を受講したエコサポーターの期末現在の登録者数（R1からの累計）。環境教育の実施状況の進捗を確認するための指標として設定 考 え 方：直近の実績を踏まえ目標設定 出典：環境課調べ
ごみ分別アプリ導入者数	説 明：各年度末現在のごみ分別アプリの導入者数。ICT技術を活用した環境関連施策の市民の活用状況を把握する指標として設定 考 え 方：市の公式LINE（ごみリサイクル情報）の登録者数を基に設定 出 典：環境課調べ

飛驒市環境基本条例

飛騨市環境基本条例

平成17年10月7日

条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 豊かで快適な環境は、積極的に保全し、創出する働きかけを行わないと失われやすいものであるという認識に立ち、その保全及び創出の活動を行わなければならない。
- 2 豊かで快適な環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において市民が良好な環境の恵みを受用するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
 - 3 豊かで快適な環境の保全及び創出は、環境への負荷を低減することその他の行動に、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
 - 4 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、自ら率先して基本理念の実現に取り組むとともに、市民及び事業者の豊かで快適な環境の保全及び創出への取り組みを支援するように努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う公害を防止し、及びその事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策並びに市民が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する活動に協力しなければならない。

(環境基本計画)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、飛騨市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定める。

- (1) 目標
- (2) 施策の方向
- (3) 環境基本計画の推進に必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第16条に規定する飛騨市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、市の環境の状況並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(施策の推進体制の整備)

第10条 市は、第1条の目的を達成するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の推進等)

第11条 市は、市民及び事業者が豊かで快適な環境の保全及び創出に関する理解を深めるとともに、このことに関する活動を行う意欲が増進されることを目的とし、教育及び学習の推進並びに広報活動の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第12条 市は、市民及び事業者並びに市民や事業者が構成する団体が自発的に行う、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する活動の促進に関して、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第13条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する必要な情報を適切に提供しよう努めるものとする。

(指導等)

第14条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため必要と認めるときは、市民、事業者等に対し指導、助言等を行うことができる。

(広域的連携)

第15条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出について広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び県並びにその他の市町村等関係機関と協力して推進しよう努めるものとする。

(飛騨市環境審議会)

第16条 市は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、飛騨市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創出に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会の組織及び運営等については、市長が別に定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛 騨 市 環 境 基 本 計 画

〒509-4232

飛騨市古川町本町2番22号

飛騨市役所 環境水道部 環境課

TEL : 0577-73-7482 FAX : 0577-73-7500